

○島根県消費生活条例施行規則

平成17年 9月30日

島根県規則第112号

改正 令和3年 7月26日規則第98号

令和4年 3月11日規則第28号

島根県消費生活条例施行規則をここに公布する。

島根県消費生活条例施行規則

島根県消費者保護条例施行規則（昭和51年島根県規則第68号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 表示の適正化（第2条）

第3章 消費者訴訟費用の援助（第3条—第15条）

第4章 島根県消費生活審議会（第16条—第24条）

第5章 雑則（第25条—第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、島根県消費生活条例（平成17年島根県条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 表示の適正化

（自動販売機等の表示事項）

第2条 条例第15条の規定により自動販売機等に表示しなければならない事項は、管理者の住所、氏名又は名称及び電話番号とする。

第3章 消費者訴訟費用の援助

（消費者訴訟の援助の対象者）

第3条 条例第29条の規定により、訴訟の援助を受けることができる者は、県内に住所を有する者に限るものとする。

（貸付けの範囲及び額）

第4条 条例第29条に規定する訴訟費用に充てる資金（以下「資金」という。）の額は、次に掲げる費用を基準とし、知事が定める額とする。

- (1) 民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）第2章の規定により裁判所に納める費用
- (2) 訴訟代理人に支払う報酬等
- (3) その他訴訟に要する費用で知事が特に必要と認めるもの

2 貸付金は、無利息とする。

(1件当たりの被害額)

第5条 条例第29条第3号に規定する額は、50万円とする。

(貸付けの申請)

第6条 資金の貸付けを受けようとする者は、訴訟を提起する前に消費者訴訟資金貸付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第7条 知事は、前条に規定する消費者訴訟資金貸付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び調査を行い、当該申請に係る訴訟が条例第29条各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、資金の貸付けを決定し、申請者に通知するものとする。

2 知事は、資金の貸付けを決定する場合には、資金の貸付けに係る必要な条件を付することができる。

(請求書等の提出)

第8条 前条第1項の規定により資金の貸付けの決定通知を受けた者は、消費者訴訟資金貸付請求書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により貸付金の交付を受けたときは、直ちに消費者訴訟資金借用書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(資金の変更)

第9条 資金の貸付けを受けた者(訴訟に承継があった場合にあっては、当該訴訟を承継した者。以下「借受者」という。)は、上訴その他やむを得ない理由により、既に交付を受けた資金の変更の必要を生じたときは、消費者訴訟資金貸付変更申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の手続については、前2条の規定を準用する。

(貸付けの決定の取消し等)

第10条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の貸付けの決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 第7条第2項の規定による貸付けの条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他の不正な手段により資金の貸付けを受けたとき。

2 知事は、前項の規定により貸付金の貸付けの決定を取り消した場合においては、期限を定めて貸付金を返還させるものとする。

(貸付金の返還)

第11条 借受者は、訴訟が終了したときは、その終了の日の翌日から起算して60日以内に借り受けた資金の全額を県に返還しなければならない。

(貸付金の返還の免除)

第12条 条例第30条第2項の規定により貸付金の返還を免除することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 訴訟の結果貸付金に相当する額の金銭を得ることができなかつたとき。
- (2) 借受者が死亡した場合において、当該訴訟を承継する者がいないとき。
- (3) その他知事が特に必要があると認めるとき。

2 条例第30条第2項の規定による貸付金の返還の免除を受けようとする借受者は、消費者訴訟資金返還免除申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。ただし、前項第2号に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

3 知事は、前項に規定する消費者訴訟資金返還免除申請書を受理した場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、借受者に通知するものとする。

(貸付金の返還の猶予)

第13条 条例第30条第2項の規定により貸付金の返還を猶予することができる場合は、借受者が災害、疾病その他のやむを得ない理由により貸付金を第11条に規定する期限までに返還することが著しく困難であると認められるときとする。

2 条例第30条第2項の規定により貸付金の返還の猶予を受けようとする借受者は、消費者訴訟資金返還猶予申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項に規定する消費者訴訟資金返還猶予申請書を受理した場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、返還の猶予及び期間を決定し、借受者に通知するものとする。

(延滞金)

第14条 借受者は、貸付金を返還期日までに返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、その返還しなかつた額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を県に納めなければならない。ただし、その金額が10円未満であるときは、この限りでない。

(届出事項)

第15条 借受者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 訴訟を提起したとき。
- (2) 訴訟に承継があつたとき。
- (3) 借受者又は訴訟代理人の住所又は氏名に変更があつたとき。
- (4) 訴訟に係る請求の趣旨を変更したとき。
- (5) 訴訟が終了したとき。

2 借受者の相続人は、借受者が死亡したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なけ

ればならない。

第4章 島根県消費生活審議会

(組織)

第16条 島根県消費生活審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する委員18人以内をもって組織する。

- (1) 消費者を代表する者
- (2) 事業者を代表する者
- (3) 学識経験を有する者

(任期)

第17条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第18条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(苦情処理部会)

第19条 審議会に苦情処理部会を置く。

- 2 苦情処理部会は、審議会の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 条例第28条第1項の規定によるあっせん等を行うこと。
 - (2) 消費者が事業者に対して提起する訴訟の援助に関する事項を調査審議すること。
- 3 苦情処理部会は、審議会の委員のうちから、会長が指名する委員5人以内をもって組織する。
- 4 苦情処理部会に部会長を置き、当該苦情処理部会に属する委員の互選により定める。
- 5 部会長は、苦情処理部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、当該苦情処理部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、苦情処理部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(会議)

第20条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前各項の規定は、苦情処理部会の会議に準用する。

(令3規則98・一部改正)

(あっせん等)

第21条 知事は、消費者の苦情を審議会のあっせん等に付したときは、その旨を苦情の申請者及びその相手方（以下この条において「申請者等」という。）に通知するものとする。

2 審議会は、調停の場合にあっては、申請者等に調停案を文書で提示することにより調停を行う。

3 調停は、申請者等が前項の規定による調停案に合意し、記名押印したときに成立する。

4 審議会は、申請者等の間に合意が成立する見込みがないと認めたときは、あっせん等を打ち切るものとする。

5 審議会は、前項の規定によりあっせん等を打ち切ったときは、その旨を申請者等に通知するものとする。

6 審議会は、あっせん等が成立したとき、又はあっせん等を打ち切ったときは、その旨を知事に報告するものとする。

(専門委員)

第22条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、審議会が推薦した者について、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雑則

(知事への申出)

第25条 条例第36条第1項の規定による知事への申出は、申出書（様式第7号）により行うものとする。

(身分証明書)

第26条 条例第37条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第8号によるものとする。

(意見陳述の機会の付与)

第27条 条例第38条第2項の規定による意見の陳述（以下「意見陳述」という。）は、知事が口頭であることを認めたときを除き、意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出してするものとする。

2 意見陳述をするときは、証拠書類等を提出することができる。

（意見陳述の機会の付与の通知）

第28条 知事は、意見書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、公表に係る事業者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される公表の内容及び根拠となる条例等の条項

(2) 公表の原因となる事実

(3) 意見陳述の方法

(4) 意見書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時及び場所）

2 知事は、当該事業者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、その者の氏名又は名称、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに知事が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を島根県庁の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（代理人）

第29条 前条第1項の通知を受けた者（同条第2項の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、意見陳述の機会に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を知事に届け出なければならない。

（意見陳述の機会の期日又は場所の変更）

第30条 当事者又はその代理人は、疾病その他やむを得ない理由があるときは、知事に対し、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。

（口頭による意見陳述の録取）

第31条 知事は、口頭による意見陳述を認めたときは、その指名する職員に意見を録取さ

せなければならない。

(意見陳述録取書)

第32条 前条の規定により意見陳述を録取する者(この条において「意見録取者」という。)

は、当事者又はその代理人が口頭による意見陳述をしたときは、次に掲げる事項を記載した書面(以下「意見陳述録取書」という。)を作成し、当事者又はその代理人に当該意見陳述録取書の確認を求めなければならない。

- (1) 意見陳述の件名
- (2) 意見陳述の日時及び場所
- (3) 意見録取者の職名及び氏名
- (4) 意見陳述に出頭した当事者及びその代理人の氏名及び住所
- (5) 当事者及びその代理人の意見陳述の要旨
- (6) 証拠書類等が提出された場合にはその標目
- (7) その他参考となるべき事項

(令3規則98・一部改正)

(意見書の不提出等)

第33条 知事は、当事者又はその代理人が、正当な理由なく、提出期限までに意見書を提出しない場合又は意見陳述の期日に出頭しない場合には、改めて意見陳述の機会の付与を行うことを要しない。

(委任)

第34条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第98号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県消費生活条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和4年規則第28号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

※以下様式省略